# 【内部統制制度　実施体制】

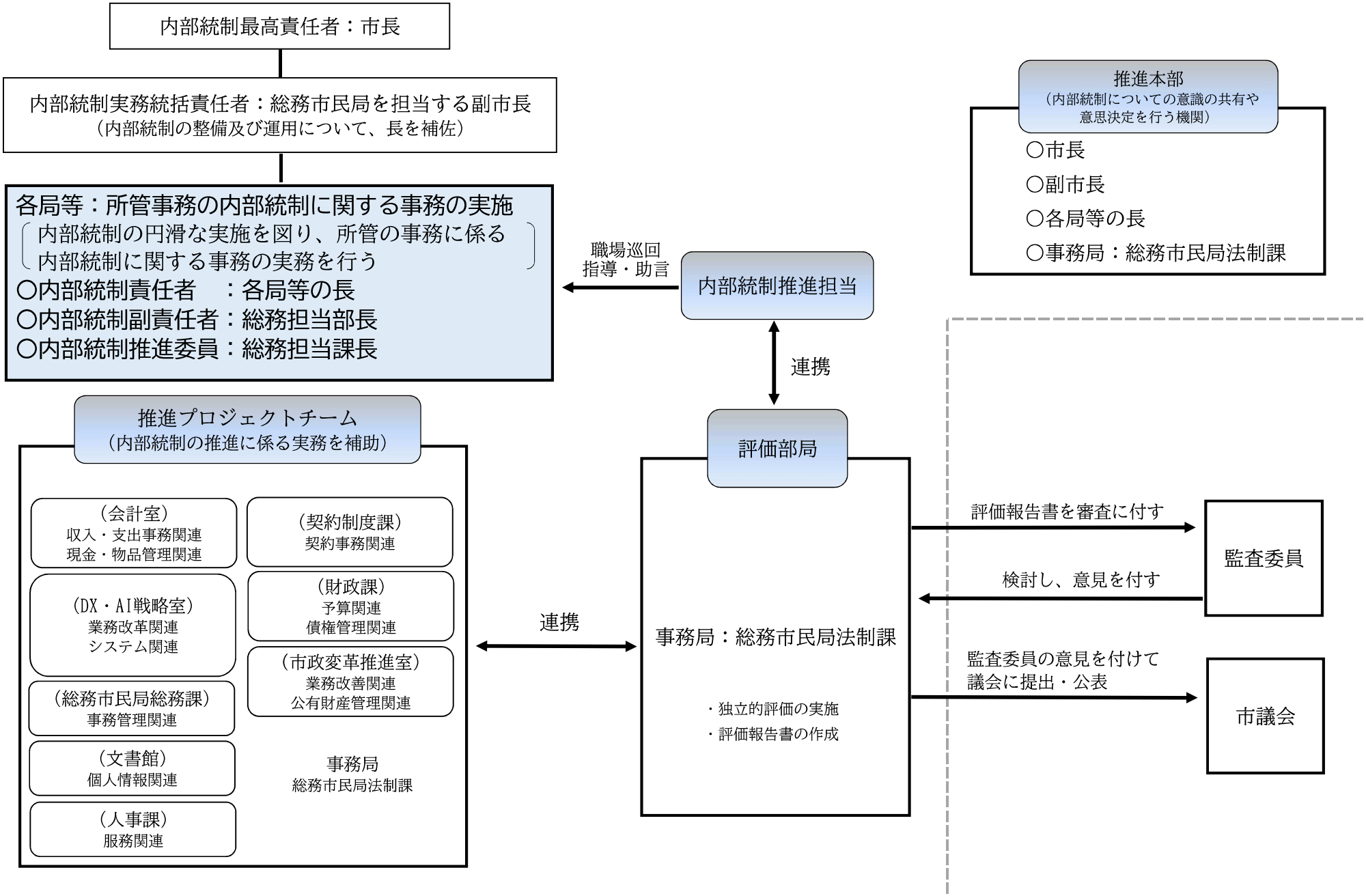
内部統制最高責任者：市長
内部統制実務統括責任者：総務市民局を担当する副市長
（内部統制の整備及び運用について、長を補佐）
各局等：所管事務の内部統制に関する事務の実施
（内部統制の円滑な実施を図り、所管の事務に係る内部統制に関する事務の実務を行う）
〇内部統制責任者　：各局等の長
〇内部統制副責任者：総務担当部長
〇内部統制推進委員：総務担当課長
職場巡回
指導・助言
内部統制推進担当
連携
推進本部
（内部統制についての意識の共有や意思決定を行う機関）
〇市長
〇副市長
〇各局等の長
〇事務局：総務市民局法制課
推進プロジェクトチーム
（内部統制の推進に係る実務を補助）
（会計室）
収入・支出事務関連
現金・物品管理関連
（契約制度課）
契約事務関連
（DX・AI戦略室）
業務改革関連
システム関連
（財政課）
予算関連
債権管理関連
（総務市民局総務課）
事務管理関連
（市政変革推進室）
業務改善関連
公有財産管理関連
（文書館）
個人情報関連
事務局
総務市民局法制課
（人事課）
服務関連
連携
評価部局
事務局：総務市民局法制課
・独立的評価の実施
・評価報告書の作成
評価報告書を審査に付す
検討し、意見を付す
監査委員
監査委員の意見を付けて
議会に提出・公表
市議会